



高齢者を守る お助け

其の11

かわらばん

通信販売のトラブルに注意!

～お試しのはずがいつの間にか定期購入に～



広告は商品の特価や特性ばかりが強調されていますが、購入条件なども必ず読みましょう!!
通信販売はクーリング・オフができません。販売会社の定めた特約にしたがうことになるので注意!!

注文前に契約内容を確認しましょう!



インターネット広告での相談も増えているので気を付けてください



消費生活相談窓口にご相談しましょう!

困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください

いやや TEL188

消費者ホットライン

お近くの相談窓口につながります!
契約、悪質商法、製品・食品サービスによる事故等の御相談は(高番なし188番)にお電話ください。

悪質商法通報サイト(埼玉県 消費生活課)
悪質事業者の情報(悪質商法の手口、事業者の名称や所在地など)をお寄せください。いただいた情報は、事業者の調査に活用します。
パソコン、スマホから **埼玉県 悪質商法通報サイト** で検索
←トラブル解決が必要な方や相談は(消費者ホットライン)へ。